

<資料1> 令和6年度の振り返りと今年度の進め方



①令和6年度の振返り 3

②開業までの想定スケジュール 6

③今年度の進め方 7



令和6年度審議会実施概要

#	日程	アジェンダ
第1回	8月2日 (10:00~12:00)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和5年度の振り返りと今年度の進め方 ➢ 計画主体が求める運営方法 ➢ 指定管理者制度と運営権等の重畳利用を含む運営スキーム ➢ アリーナプロジェクトのモニタリング報告
第2回	10月28日 (14:00~16:00) ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アリーナプロジェクト延期を受けた今年度の進め方 ➢ 第1回審議会の振り返りと論点確認 ➢ 計画主体との協議状況 ➢ 指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性 ➢ アリーナプロジェクトの機運醸成活動
第3回	2月12日 (15:00~17:00)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第2回審議会の振り返りと論点確認 ➢ 計画主体との協議状況 ➢ 設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件 ➢ 次年度以降の検討に向けて ➢ アリーナプロジェクトの意識醸成活動



令和6年度審議事項及び審議結果

審議事項1 指定管理者制度と運営権等の重畳利用を含む運営スキームについて

審議結果：「指定管理者制度と運営権の重畳利用が相当」である。

- 運営権を重畳利用することにより、民間ノウハウを活用した公共サービスの拡充や賑わい創出への寄与など、公共側のメリットが期待される
- 運営権を設定することで、民間事業者に幅広い裁量を与えることが可能となり、長期間の運営による投資回収や資金調達もしやすくなるため、民間独立採算を前提とする本事業では、有用なスキームであると考えられる
- 公の施設では、市民等から利用する権利に関する不服申立てが可能となる。運営権による民間事業者の裁量拡大と衝突する可能性があるため、事業計画の検討にあたっては留意すべきである

審議事項2 指定管理者制度と運営権等の重畳利用の方向性における指摘事項

審議結果：「指定管理者制度と運営権の重畳利用の基本的な方向性は相当」である。

- 重畳利用の基本的な方向性は相当であるが、以下の項目について望ましい方針や整理すべき事項について指摘があり、引き続き調整していくことが確認された
(指摘された事項) 対象施設・位置づけ、事業期間、利用区分・料金設定、指定管理料に変わる収入源の取扱い、ガバナンス体制

審議事項3 設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件

審議結果：「利用料金の設定方針は相当」である。

- 「一般利用」は、市内公共施設を参考に「物品販売・営利・営業・宣伝・料金を徴収しない利用」と定義、一般利用以外の利用を「その他利用」とし、「営利を目的とする興行等での利用」と定義する
- 公共施設等運営権者が利用料金を設定する際は、予め市に対して協議を行った上、届出を行うものとする
- 施設利用に伴う光熱水費は、市内公共施設等と同様に、メインアリーナについては実費精算とし、メインアリーナを除く会議室等の諸室については利用料金に含むことを基本とする
- 上記の内容を踏まえ、条例上の規定方法は今後検討する

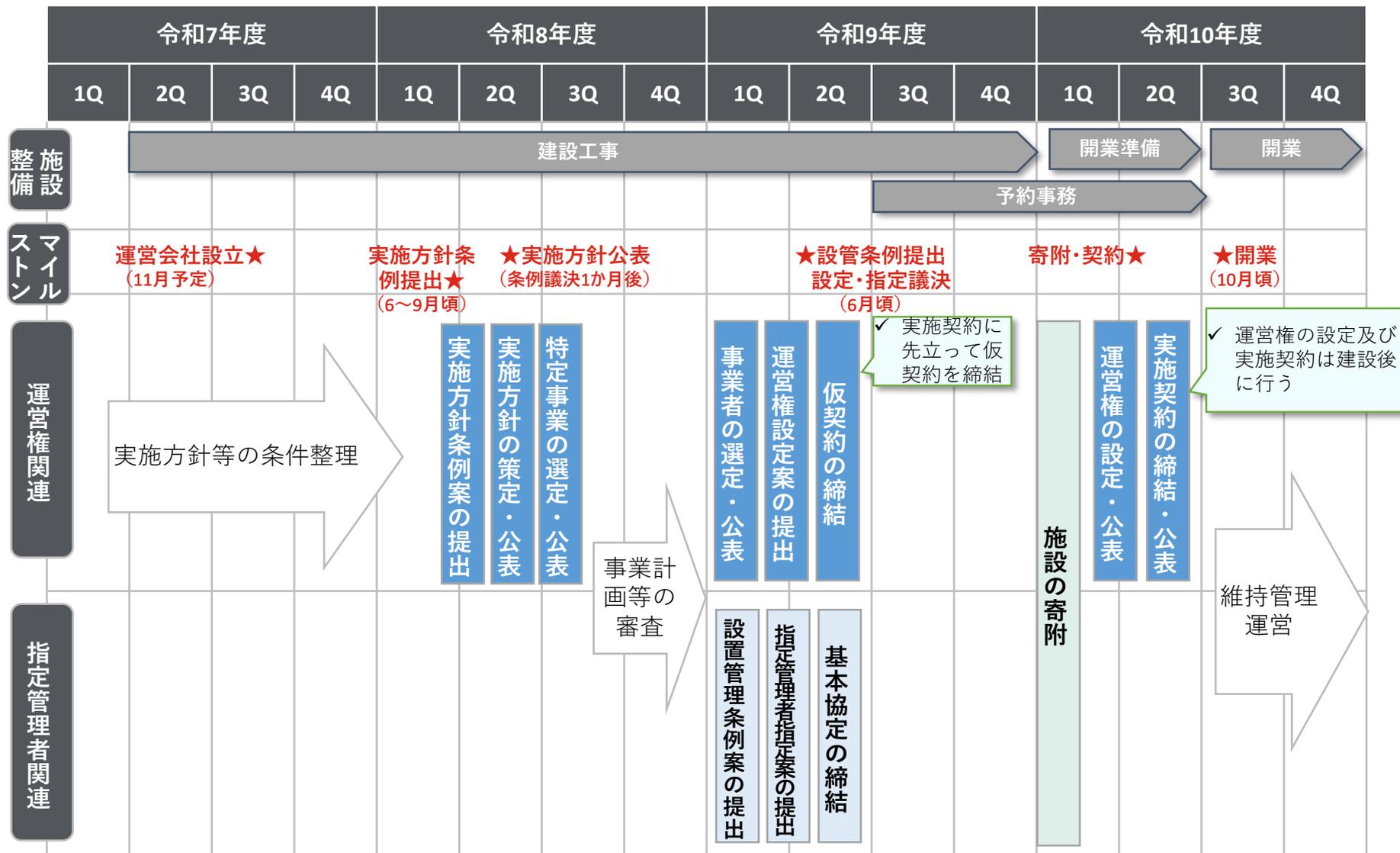


①令和6年度の振返り_計画主体との協議状況

- ▶三河安城交流拠点検討審議会での指摘事項を踏まえ、計画主体と下記分野に関する協議を継続して実施。
- ▶昨年度、一定の合意ができた事項は下記のとおり。

分野	論点	市と計画主体の合意内容(要旨)
建設支援	国の活用可能な交付金等	① 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」、「都市構造再編集中支援事業」の2種の国の交付金を活用し、国と市の予算の範囲内(内示)で支援すること ② 建設支援額の決定に対し、一切の異議申し立て、損害賠償請求、追加支援等の要求は行わないこと
運営支援	事業計画(敷地)	① アリーナの施設投影面積分のみ、(株)アイシンから借り受けること ② 運営会社が施設とともに敷地を一体的に管理運営すること
	施設計画(規格)	① 市の間接補助要綱により、適切に施工管理を行うこと ② Bプレミアライセンス資格を取得したため、Bプレミア規格の施設計画を達成したこと
	収支計画(運営権等)	① 運営会社の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減は、原則として運営会社に帰属させること ② 事業期間は50年を目安とすること ③ 利用料金は、「一般利用」と「その他利用(その他、営利を目的とする興行等)」に分けて整理することが望ましいこと <ul style="list-style-type: none"> ● 「一般利用」料金は、市内公共施設の利用料金単価を勘案して条例で上限を定め、その範囲内で運営権者が設定できるようにすること ● 「その他利用」料金は、近隣の類似施設などの価格や利用者のニーズを勘案して、運営権者が設定できるようにすること。ただし、コンサートなどの「興行利用」と市民が企画する利用(実費程度の料金を徴収するワークショップの開催、講師への謝金を徴収する講座の開催等)や公益性のある「その他利用」が同じ料金とならないよう努めること ● 利用料金を設定する際は、運営権者が市と協議し、協議の上、運営権者が市に対して届出を行うこと ④ 施設のネーミングライツ収入※は市の収入とするが、運営会社に運営権でネーミングライツ販売権を付与すること ※単なる体育館として市単独で募集した場合の一般的な公共施設のネーミングライツ相当額を市に納付

②開業までの想定スケジュール



③今年度の進め方_今年度の審議会予定

- ▶今年度の三河安城交流拠点検討審議会の審議事項は以下のとおり。3回に分けて、**実施方針の条件整理、特定事業の選定条件の整理**についてご審議いただく。
- ▶第1回では、**実施方針策定等に関する論点**についてご確認いただく。

	第1回	第2回	第3回
日時	■ 7月11日(金)	■ 10月31日(金)	■ 2月頃
審議事項 アジェンダ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和6年度の振返りと今年度の進め方 ■ 実施方針策定等に関する論点確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回審議会の振返りと論点確認 ■ 計画主体との協議状況 ■ 実施方針の条件整理 ■ アリーナプロジェクトの機運醸成活動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回審議会の振返りと論点確認 ■ 計画主体との協議状況 ■ 実施方針の条件整理(更新) ■ 特定事業の選定の条件整理 ■ アリーナプロジェクトの機運醸成活動 ■ これまでのモニタリングの結果 ■ 次年度以降の検討に向けて

